



相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

きりん通信 No.125

5
2026

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394
URL : <https://www.sr-kirin.jp/>
e-mail : kirin@sr-kirin.jp

2026年(令和8年)5月号

適用済み
の改正

「夫の扶養の範囲内で働きたい」従業員必見 〇〇 令和8年4月からの健康保険の被扶養者の認定は【労働条件通知書】が鍵

被扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」といいます）の年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入または将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定されていましたが、令和8年4月からは、「労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入」により判定することとされました（他の収入がある場合を除きます）。その留意点を、今一度確認しておきましょう。

.....変更後の年間収入の取扱いの基本的な留意点.....

- ☑ 労働契約段階で見込まれる収入を用いて被扶養者の認定を行うため、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等（臨時収入）は、被扶養者の認定における年間収入に含まれないことになります。
- ☑ 保険者が労働契約の内容によって被扶養者の認定を行う場合は、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約の内容が分かる書類の添付及び当該認定対象者に「給与収入のみである」旨の申立てを求めることにより確認することとされています。

- なお、この申立ては、被扶養者（異動）届の「扶養に関する申立書」欄に認定対象者本人が記載する方法や、被扶養者（異動）届の添付書類として認定対象者本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付する方法などにより行うこととされています。
- ☑ 労働契約の更新が行われた場合や労働条件に変更があった場合（以下「条件変更」といいます）には、保険者は、当該内容に基づき被扶養者に係る確認を実施することとし、条件変更の都度、当該内容が分かる書面等の提出を求めるとされています。
 - ☑ 給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、これまでどおりの取扱いとなります。
 - ☑ 金額の基準（年間収入が「原則として130万円未満（一定の場合は180万円未満又は150万円未満）」であることなど）に変更はありません。

★実務においては、認定対象者が複数の事業所で勤務している場合はどうすればよいかなど、迷うことがでてくると思われます。そのようなときは、気軽にお声掛けください。

.....労働条件通知書.....

社員を採用したり、働くルールが変わったりしたとき、会社側は「労働条件」をちゃんと書類で伝えなければならない……という決まりがあります。一昔前までは、少人数のアットホームな会社や中小企業だと「わざわざ書類なんて作らなくても、話し合えばわかるよね」と、つい後回しにされがちだったかもしれません。「うちは大丈夫！」と思っている皆さんも、この機会に改めてチェックしてみたいのではないでしょうか。

- #### 絶対的記載項目
- (1) 労働契約の期間(定めがない場合は「定めなし」と記載)
 - (2) 有期契約の場合は、更新基準(上限があれば上限)
 - (3) 就業の場所及び従業すべき業務(変更の範囲)
 - (4) 始業・終業の時刻、残業の有無、休憩時間、休日、休暇
 - (5) 賃金の決定・計算・支払の方法、締日・支給日・昇給
 - (6) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)

- #### 相対的記載項目（定めた場合は記載）
- (7) 退職手当 (8) 賞与等 (9) 労働者負担費用
 - (10) 安全及び衛生に関する事項
 - (11) 職業訓練に関する事項
 - (12) 災害補償及び業務外の傷病扶助
 - (13) 表彰及び制裁に関する事項
 - (14) 休職に関する事項助に関する事項

★労働条件通知書の交付について心配な方、または労働条件通知書を交付していない場合は、きりん事務所で作成のお手伝いを致しますので、ご相談下さい。

お知らせ

企業型確定拠出年金制度のご紹介

確定拠出年金は、給料の一部を掛金に回し、将来受け取る年金として積み立てる制度です。従業員一人ひとりが掛金の運用を決定し、60歳以降に受け取ることができます。社会保険料・所得税の節税効果が高く、**低コストで実質手取りを増やせる福利厚生**として注目されています。NISAは、運用利益が非課税となりますが、確定拠出年金は掛けた掛金全額が非課税となります。所得税・住民税・社会保険料の全てにおいて節約することができ、将来退職金で受け取る際には退職所得の減税対象となります。

メリット①	メリット②	メリット③
掛金が全額所得控除	運用益が非課税	受取時大きな控除
掛金は 所得税・住民税・社会保険料の課税対象から除外 。節税と手取り増が同時に実現できます。	通常の預金利息には20%の税金がかかりますが、DCの運用益は非課税で再投資されます。	受け取る際は退職所得控除または公的年金等控除が適用され、税負担を大幅に抑えられます。

- ★掛金額はゼロから個人別に設定・変更可能です。家族手当より低コストで実質手取を増やせる福利厚生制度です。
- ★現在、きりん事務所ではイデアライフ株式会社と提携し、きりん顧問先限定の手数料割引が可能です。
- ★ご興味があれば、詳しいメリット・デメリットをご説明に伺いますので、お気軽にお声掛け下さい。

お知らせ

補助金・助成金は中小企業の発展を応援します！

2026年中小企業白書、高市内閣の日本成長戦略提言、いずれも中小企業の爆発的な飛躍を期待しています。人口減少という逆風を、デジタルと自動化による付加価値向上で跳ね返し、「強い中小企業」に向けた「稼ぐ力」の強化を求めています。また、減少していく労働者の賃金を上げ、今まで「労働力人口」としては戦力外になりかねなかった「子育て」「高齢者」「闘病中」あらゆる立場の人々が、「働きたい」という意志がある限りは「働きやすい労働環境作り」を目指しています。

当然ながら、その立役者は政府ではなく、私たち中小企業です。この波に乗るか波から逃げるか。もちろん、波に乗って日本を元気にしていきたいですね。

令和8年4月以降開始する事業年度から、法人税に加えて「**防衛特別法人税**」が創設された記事を掲載すべきか迷うところですが、今回は、補助金・助成金を数点ご紹介いたします。

毎年恒例の「働き方改革推進支援助成金」「業務改善助成金」の要件も出揃っておりますが、今回は、あまり活用されていないけど、有益だと思うものをピックアップいたしました。紙面に限りがありますので、以下のトピックを足掛かりに、ご興味があればA1に投げかけてみて下さい。

人手不足解消に効果のある「省力化投資」を後押しするための

中小企業 省力化投資補助金

拡充

年収の壁対策

労働者1人につき最大**75万円**助成します！

キャリアアップ助成金

「産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)」について
令和8年4月より出向先事業主も受給可能になりました！

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

従業員の人材育成に
「人材開発支援助成金」が活用できます



中小企業基本法には、「国は、中小企業の経営基盤の強化を図るため、人材の養成、情報の提供、研究開発の促進、経営の近代化・・・その他必要な施策を講ずるものとする。」と定められています。

国は「中小企業は日本の宝だけど、体力的に厳しいから国がしっかりバックアップしなさい」という法律の命令に従って、毎年の予算を組み、助成金という形で作っていますので、しっかり活用していきましょう！

◆風が変わるのを待つのをやめて、帆の向きを変えよ◆

「自分では変えられない外部環境」と、「自分で変えられる行動」を対比した、チリのことわざです。日本は、急速な人口減少に向けてまっしぐらに政策を打ち出し続けています。人口減少に対抗して、労働力層を厚くして労働力人口の減少を最小限に。DX化、業務効率化に沢山の助成金・補助金を投じ、少人数でも大きな生産性を維持できる環境整備。2015年に公表された2030年の危機は、なんとか回避されていると思います。個人的には、「日本もなかなかやるなあ」と、ちょっと誇らしく感じます。

一度きりの人生です。変わり続ける変化の先を予測し、変化を楽しんでいきたいですね。